

ご遺族手続き支援コーナーにお持ちいただくもの

お越しの際には、下記の内該当するものをお持ちください。

ご遺族のもの

- 認印(相続人代表、喪主)
- お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの
 - ※マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ・写真付きのものがない場合は下から2点
 - ※健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳 など
- 預貯金通帳(相続人代表、喪主)

亡くなられた方のもの

- 住民基本台帳カード(作成されている場合)
 - 印鑑登録証
 - 死亡診断書のコピー
 - 国民健康保険、後期高齢者医療制度の資格確認書
 - ※国民健康保険の世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の資格確認書
 - ※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)
 - ★葬祭を行なったこと及び喪主が確認できるもの(会葬礼状、訃報のお知らせ等)
 - ※国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されていた方が亡くなられて葬儀を行った場合葬祭費が請求できます。
 - 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、重度障害者(児)医療費助成金受給者証
- ★以外のものは、無くされた場合など、お持ちいただけなくてもご案内しています。

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書(公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言(検認済のもの))をお持ちください。